

第3章 ごみ処理の課題

1 ごみ排出の課題

(1)ごみの排出について

本市の1人1日当たりのごみ排出量(排出物原単位)は、平成15年度以降減少傾向に推移し、平成20年度「ごみゼロを目指したまちづくり基本計画」で定めた目標値(850g)に達している。(参考資料2、P4表3参照)

今後も、ごみ量の削減に効果のある生ごみの水切り推進、レジ袋利用抑制、マイバッグ利用推進及び過剰包装抑制キャンペーン等の施策を導入し、更にごみの排出抑制を図る必要がある。

2 ごみ減量・資源化の課題

(1)ごみ処理手数料について

本市は、ごみを排出する者としらない者との費用負担の公平性を確保するとともに、ごみ減量の動機付けが働く仕組みを作り出すため、平成17年度に事業系ごみ処理手数料及び粗大ごみ処理手数料を改定した。その結果、粗大ごみについては手数料改定の効果が得られ、平成18年度は前年度に比べその排出量は減少した。

現在、三多摩地域では多くの自治体が、家庭ごみの有料化施策を実施し、ごみ減量に一定の効果が表れている。

今後、焼却処理施設(小平・村山・大和衛生組合)を同じくする小平市、東大和市と連携し、更なるごみの減量に向け家庭ごみの有料化について検討する必要がある。

(2) 生ごみの資源化について

平成17年度の武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会からの答申に基づき立ち上げた、武蔵村山市ごみ資源化等市民懇談会による報告書「生ごみ堆肥化のモデル事業の実施方法について」に基づき、平成21年10月から平成22年9月まで82世帯を対象に生ごみ堆肥化モデル事業を実施したが、高額な処理費用等の課題があり、生ごみ堆肥化事業の推進については検討が必要な状況である。

(3) 3市共同の資源化施設について

焼却処理施設(小平・村山・大和衛生組合)を同じくする小平市、東大和市及び本市のごみの資源化について、平成18年度から、小平・村山・大和衛生組合内に計画課が設置され、3市と共に、施設についての様々な検討を行っている。

平成25年度に3市市長及び組合管理者の4者間で処理対象資源物を2品目(容器包装プラスチック、ペットボトル)とし、処理事業を進めることが確認された。なお、施設の稼働については、平成31年度を予定している。

(4) エコセメントについて

焼却灰を原料とした「エコセメント化」事業が、平成18年7月から開始され、焼却灰は全てエコセメントの原料として再生利用されている。

エコセメントは、日本工業規格(JIS)に定められ、普通のセメントと同じような分野(土木・建築工事やコンクリート製品等)に使われている。

資源循環に寄与し事業を安定化させるためには、各組織団体所管の工事での積

極的な使用が求められている。

3 中間処理の課題

(1)小平・村山・大和衛生組合(焼却処理施設)

小平・村山・大和衛生組合の焼却処理施設は、3号炉と4・5号炉がありそれぞれ竣工から35年及び26年が経過しているが、部分更新事業などの改造及び補修工事を実施することにより、平成33年まで稼働させる予定としている。このため、施設の維持管理に当たっては、これまでに経験のない設備機器の故障にも配慮することが求められている。また、ごみ焼却処理施設の新たな建設には、事前調査等の期間を含め、稼働まで10年程度の期間が必要とされており、中長期的展望を踏まえた総合的な検討が必要となっている。

(2)小平・村山・大和衛生組合(不燃・粗大ごみ処理施設)

小平・村山・大和衛生組合の不燃・粗大ごみ処理施設は、老朽化とともにシステムが旧式化している。びん・缶類等の重量物が減少した一方、プラスチック製品等の軽量物の増加に伴い、処理容量も著しく増加しており、最新の処理施設への建替が必要となっている。

(3)リサイクル施設

本市は、独自のリサイクル施設を持たないため、資源物については、民間企業と協定を結び、処理を行っている。なお、長期的、継続的に安定して処理を行うことが求められており、公設の3市共同の資源化施設の早期建設が待たれている。

4 最終処分の課題

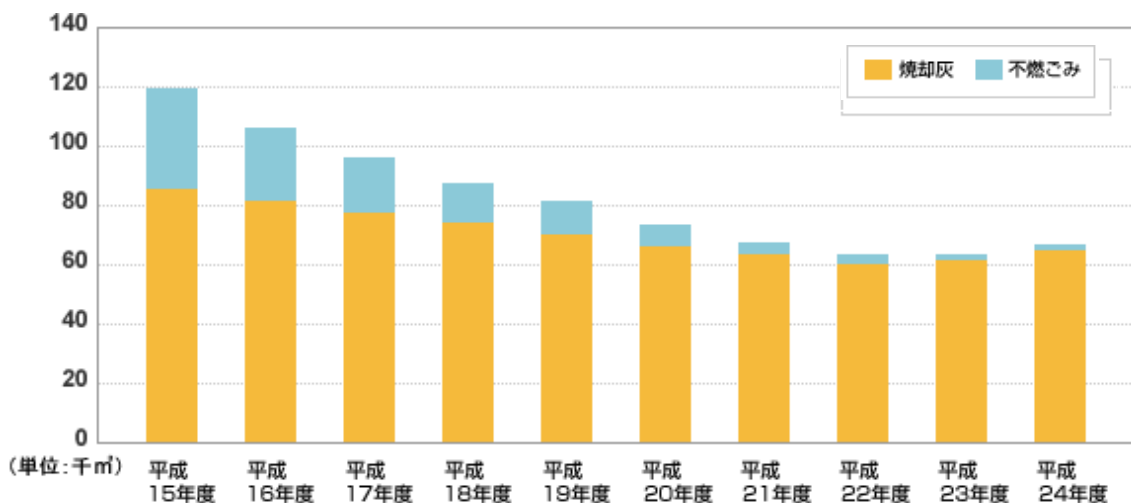
(1) 最終処分場(ニツ塚廃棄物広域処分場・エコセメント化施設)

本市のごみは、小平・村山・大和衛生組合で焼却・破砕処理され、焼却灰については、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設でエコセメント化され、破砕不燃物については、同組合のニツ塚廃棄物広域処分場に埋立処分をしている。

焼却灰を原料とする「エコセメント化」事業は、平成18年7月から開始され、焼却灰は全てエコセメントの原料として再生利用されている。この事業は、最終処分量の削減に大きく寄与するが、多大な費用を要しており、本市の負担金においては、焼却灰の搬入実績量が減容化計画で定められた搬入配分量を上回り、超過金を課せられている。

発生抑制・資源化の推進、中間処理等の最終処分に至るまでのそれぞれの段階での取組が必要となっている。

図 3-1 最終処分量の推移



出典：東京たま広域資源循環組合